

日本臨床腎移植学会

メディカルスタッフ優秀賞規定

(修正 19.2.20)

(名称)

第1条 日本臨床腎移植学会メディカルスタッフ優秀賞と称する。

(目的)

第2条 臨床腎移植の発展・普及に寄与する、メディカルスタッフを対象とした臨床研究を奨励することを目的とする。

(事務局)

第3条 本優秀賞の選定に関する事務局は、日本臨床腎移植学会事務局に置く。

(事業)

第4条 本優秀賞は次の事業を行う。

- (1) メディカルスタッフの学術研究諸活動に対する助成
- (2) その他

(対象)

第5条 本優秀賞の事業が対象とするメディカルスタッフとは、次の職種をいう。

- (1) 看護師
- (2) 移植コーディネーター
- (3) 薬剤師
- (4) 栄養士
- (5) 検査技士
- (6) その他（医師を除く）

(応募資格)

第6条 筆頭研究の応募者は以下の要件を満たしていること。

1. 日本臨床腎移植学会正会員または施設会員に所属するメディカルスタッフ
2. 今までに本賞を受賞したことのない者
3. 所属長、または当該施設の評議員の推薦を受けた者

(応募方法)

第7条

1. 応募は、日本臨床腎移植学会総会への演題応募として行う。
2. 応募を希望する場合は抄録提出時にメディカルスタッフ優秀賞の応募のチェックボックスにチェックを入れることとする。なお、同様の内容で他の助成と重複して応募することはできない。

第8条 本優秀賞は、研究、出版等を対象とする。

1. 助成は原則5件までとする。1件につき年額5万円とする。
2. 助成を希望する者は、日本臨床腎移植学会総会の抄録提出の時、メディカルスタッフ優秀賞応募希望チェックボックスにチェックを入れること。
3. 選考委員会において審議し、理事長の承認を経て、申請者あて通知する。
4. 助成対象者には、総会においてメディカルスタッフ優秀賞を授与する。

(応募者数)

第9条 1施設あたりの応募者は1名とする。

(選考委員および選考委員長)

第10条

1. 選考委員はメディカルスタッフ優秀賞選定委員が推薦した約10名とし、理事会、評議員会で承認する。
2. 選考委員の任期は2年とし、再任することができる。
3. 選考委員はその任期満了に際して、その半数を交替することを原則とする。
4. 選考委員長は、理事長が指名する。

(選考委員会の招集)

第11条 選考委員長は選考委員会を招集する。

(選考)

第12条 別に定める日本臨床腎移植学会メディカルスタッフ優秀賞細則により選考委員会で審査し、年次総会学会中に表彰する。選考委員長はその結果を理事長に報告する。

(表彰および発表)

第13条 採択課題については、学会が研究賞金を付与する。筆頭研究者は年次総会で発表し、可能ならば学会誌（発刊予定）に掲載してもらう。学会発表、論文発表の際には、「日本臨床腎移植学会メディカルスタッフ優秀賞受賞」と明記すること。

(改訂)

第 14 条 本規定の改訂は理事会、評議員会を経て総会で行う。

付則：本選考規程は平成 26 年（平成 27 年 1 月から施行）の選考から実施する。

細則：

1. 選考の手順は、総会に応募された抄録の採点結果から **award session** に適当と考えられる課題を最大 15 課題程度選び、選考委員長に送る。選考委員長は、選考委員にはかり最終的に 10 課題前後を **award session** の発表演題として選定する。
2. **award session** に選定された発表者は、審査の資料として日本臨床腎移植学会メディカルスタッフ優秀賞申請書を提出する。なお、申請書には筆頭研究者の所属する部・又は科等の長、あるいは評議委員の署名が必要であるが、推薦者は 1 名につき 1 名の推薦に限る。
3. 選定された研究は、本総会 **award session** で発表する。選考委員による書類審査と学会でのプレゼンテーションを審査し、総得点の多いものから 3～5 題程度を受賞対象として最終選定する。
4. ただし原則として看護およびコーディネーター部門の演題を各々最低 1 題含めることとする。